

高取町老朽危険空き家解体事業補助金のご案内

高取町では、良好な生活環境の確保や土地有効活用の促進等を図るため、適正に管理されず倒壊等の危険性の高い空き家の解体工事に対して、費用の一部を助成します。

受付期間：4月1日から11月30日まで
※受付の末日が休日の場合、その前日
(予算の上限に達し次第終了)



○補助の対象となる空き家（次のいずれの要件も満たす物件）

- (1) 周辺の住環境等に深刻な影響を及ぼしている老朽危険空き家であって、次のいずれにも該当すること
 - ア 町による実態調査において老朽度・危険度のランクがC・D判定であるもの
 - イ 木造家屋等（鉄筋コンクリート造、ブロック造家屋及び店舗は除く）で町による事前調査の評点の合計が100点以上のもの
- (2) 高取町内に存すること
- (3) 個人が所有するもの
- (4) 当該土地及び建物についてその所有関係が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと
- (5) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていたこと
- (6) 当該土地及び建物に係る一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること
- (7) 補助を受ける目的で故意に破損等をさせたものでないこと

○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) 空き家の所有者（相続人等を含む）又は左記所有者から空き家の除却について同意を得た者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 高取町暴力団排除条例に規定する暴力団員等
 - イ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に高取町に納めるべき税金等の滞納がある者
 - ウ 所有者が複数いる場合で、空き家の除却について全ての所有者の同意を得られない者
 - エ 相続人が複数いる場合で、空き家の除却について、全ての相続人の同意を得られない者
 - オ 空き家の所有者と土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合で、空き家の除却について、全ての当該者の同意を得られない者
 - カ 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を受けた者

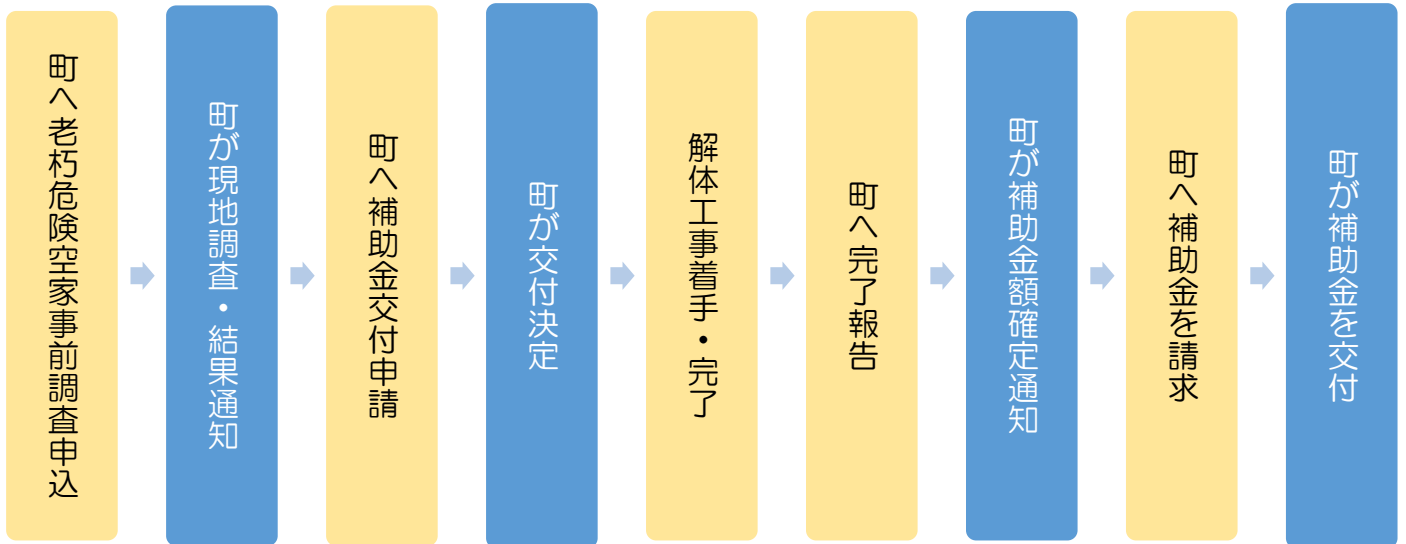
○補助の対象となる工事（次のいずれにも該当する工事）

- (1) 空き家の全部を解体する工事
- (2) 建設業法の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による解体工事業者の登録を受けた事業者が行う工事

○補助金の額

補助率・・・補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）
補助限度額・・・50万円（同一敷地内の危険老朽空き家につき1回限りとする）

申請手続きの流れ



事前調査申込みに必要な書類

事前調査申込書...(様式第2号)...

添付書類：空き家の位置図（付近の見取図）／空き家等の外観写真（複数の方向から撮影し、一方向は正面玄関を含む）

補助金交付申請に必要な書類

高取町老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書...(様式第4号)...

添付書類：実施計画書（様式第5号）／除却工事等見積書の写し／位置図／現況写真／申請者及び申請者同一の世帯に属する者全員が高取町に納めるべき税金等を滞納していないことを証する書類／建物及び土地の登記事項証明書又は固定資産課税台帳の写し／事前調査結果報告書の写し／同意書（空き家所有者全員及び土地所有者が異なる場合は土地所有者全員）

完了報告に必要な書類

高取町老朽危険空き家解体事業完了報告書...(様式第1.2号)...

添付書類：請負契約書の写し／領収書の写し／工事写真（施工前、養生シート設置時、散水作業時、施工後）／解体等工事に係る廃棄物処理に関する処分証明書類の写し

留意事項

1. 交付決定前に工事に着手している場合は、補助対象となりません。
2. 工事施工時の留意事項（要綱第12条に規定する養生シート設置、散水等による粉じん対策の実施）を遵守しないで行われた除却工事は補助対象となりません。
3. この事業と併せて他の制度等で補助金その他の公的資金の交付対象となっている場合は補助対象となりません。
4. 工事は、交付申請年度の1月末までに完了してください。
5. 完了報告は、工事完了日から30日を経過した日又は交付申請年度の2月末のいずれか早い日までに行ってください。